

議会運営委員会

令和5年3月16日
委員会室

1 開 会

2 第94回3月定例会の運営等について

(1) 討論及び一般質問について

(2) 追加議案等の取扱いについて

ア 修正の動議（修正案）

議案第10号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正動議

イ 追加議案（議員提出議案）

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る議会の対応について

(4) その他

3 その他

西脇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について

第94回3月定例会の運営（討論及び一般質問）について

1 討論について【3月16日 正午確定】

- (1) 議案第7号 西脇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ①14番 村井 正信議員（反対） ②13番 浅田 康子議員（賛成）
③7番 高瀬 弘行議員（反対） ④5番 森脇 久夫議員（賛成）
- (2) 議案第26号 令和5年度西脇市国民健康保険特別会計予算
- ①16番 寺北 建樹議員（反対） ②4番 杉本 佳隆議員（賛成）

※ 議案第10号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
➡➡修正動議（修正案）提出のため仕切り直し

※ 上記の議案については、当該議員の討論後、続いて通告のない議員も討論することができます。

2 一般質問について

- (1) 通告人数 11人
- (2) 令和5年3月22日（第3日） 5人
- ①9番 村岡 栄紀 議員 ②3番 藤原 哲也 議員
③11番 東野 敏弘 議員 ④2番 岸本 年裕 議員
⑤5番 森脇 久夫 議員
- (3) 令和5年3月24日（第4日） 6人
- ①13番 浅田 康子 議員 ②14番 村井 正信 議員
③6番 藤原 桂造 議員 ④1番 藤原 秀樹 議員
⑤7番 高瀬 弘行 議員 ⑥16番 寺北 建樹 議員

令和5年3月8日

西脇市議会議長
林 晴 信 様

(発議者)

提出者 西脇市議会議員 高 瀬 弘 行

〃 村 井 正 信

議案第10号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例に対する修正動議

上記の動議を、別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び西脇市
議会会議規則第16条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第10号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案

次の表の修正案の欄に掲げる規定を同表の修正案の欄に掲げる規定に、下線で示すように修正する。

修 正 案	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.74を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>19,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>14,250円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.67</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.79を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>19,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,550円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>14,325円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.81</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,300円

(2) 特定世帯 3,650円

(3) 特定継続世帯 5,475円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 (略：省略前の改正案のとおり)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20,370円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,300円

(イ) 特定世帯 6,650円

(ロ) 特定継続世帯 9,975円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,840円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,110円

(イ) 特定世帯 2,555円

(ロ) 特定継続世帯 3,832円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,520円

(2) (略：省略前の改正案のとおり)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円

(イ) 特定世帯 4,750円

(ロ) 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,650円

(イ) 特定世帯 1,825円

(ロ) 特定継続世帯 2,737円

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,700円

(2) 特定世帯 3,850円

(3) 特定継続世帯 5,775円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,900円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 (略)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20,580円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,370円

(イ) 特定世帯 6,685円

(ロ) 特定継続世帯 10,027円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,330円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,390円

(イ) 特定世帯 2,695円

(ロ) 特定継続世帯 4,042円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,730円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,550円

(イ) 特定世帯 4,775円

(ロ) 特定継続世帯 7,162円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,850円

(イ) 特定世帯 1,925円

(ロ) 特定継続世帯 2,887円

<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,800円</u></p> <p>(3) (略：省略前の改正案のとおり)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,820円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,800円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>1,900円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>2,850円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,240円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>730円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>1,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,720円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,365円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,275円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,550円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,680円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,800円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,600円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,950円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,880円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,820円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>1,910円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>2,865円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,380円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,780円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,410円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,350円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,700円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,785円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,975円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,950円</u></p>
--	--

(理 由)

コロナ禍による経済的落ち込みや物価高騰による市民生活の厳しさが続いているなかで、国民健康保険税を据え置くことで、市民生活の一助とするため。

本会議 議案第10号「修正の動議」提出時の取扱いについて

- 1 東野文教民生常任委員長の委員長報告終了後
 - ・ 討論・採決を分離し、議案第10号を議題としたタイミングで修正案の取扱いに入る。
 - (1) 修正案の提案理由の説明…提出者：高瀬弘行議員
 - ・ 議長から「～修正案が提出されています。これを本案と併せて議題とし、提出者から説明を求めます。」との通告を受けて、演壇で提案説明
 - ・ 提案説明後、質疑に対応するため演壇後方のパイプ椅子に着席し待機
 - (2) 修正案に対する質疑
 - ・ 質疑に対する答弁は演壇で行う（質疑終了後は議員席へ）。
 - ・ 提出者（説明者）は賛成討論を行うことができない（先例による）。
- 2 当該議案及び修正案の討論
 - ・ 討論は下記の順に、各号において1人ずつ行う。
 - (1) 原案に対する賛成討論
 - (2) 原案及び修正案に対する反対討論 （原案・修正案とも反対）
 - (3) 原案に対する賛成討論
 - (4) 修正案に対する賛成討論
 - (5) 上記に続き他に討論がある場合
 - ・ 議長から「他に討論はありませんか」との通告
 - ・ 討論される議員は、発言の許可後、討論の冒頭に「（例）私は議案第10号の原案or修正案に対して、賛成（ともに反対）の立場で討論を行います。」と、どちらの賛成討論を行うのか明確にして討論を行ってください。
 - ・ 討論が終了するまで続けます。
- 3 採決
 - 修正案について採決
 - (1) 賛成多数の場合 ➡ 修正案を除く、他の原案について採決 ⇒ 終了
 - (2) 賛成少数の場合 ➡ 原案について採決 ⇒ 終了

議員提出議案第 号

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 112条及び西脇市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年3月 日

提出者 西脇市議会議員 村 井 正 信

賛成者 同 坂 部 武 美

同 同 東 野 敏 弘

(理 由)

「西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（基本計画部分）」を、西脇市議会基本条例第12条にある「市政における重要な計画、提携及び協定のうち、議会における審議が必要と認めるもの」として、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件として条例で定める必要がある。

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例（平成22年西脇市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会において議決すべき事件を次のように定める。 (1) 西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）第25条に規定する基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 (3) <u>西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（基本計画部分）を策定し、変更し、又は廃止すること。</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会において議決すべき事件を次のように定める。 (1) 西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）第25条に規定する基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 (新設)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第94回3月定例会の運営（追加議案の取扱い）について

1 追加議案名等

(1) 議員提出議案

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 提出者 村井 正信 議員

(3) 賛成者 坂部 武美 議員、東野 敏弘 議員

2 取扱い

(1) 当該追加議案は、3月22日（水）本会議第3日、委員会審査済みの全ての議案採決後、村井正信議員から提案説明 → 質疑 → 討論 → 採決